佐久市空き家バンク　物件登録の流れ

佐久市内に空き家を所有している

↓

ステップ１	佐久市へ問い合わせ

・物件の所在地や築年数、空き家になってからの期間等をお知らせください

↓

市の職員が外観をチェックします

・「空き家バンク登録物件チェックリスト」で判定

要件を満たさない

「その他物件」

宅建協会※の窓口をご案内します

↓

ステップ２	宅建協会窓口に問合せ

↓

協会で物件を取扱う協会員（不動産会社）を選定します。
※「その他物件」は【仲介間接型】のみの取扱いです。（【直接型】はありません）

↓

ステップ３	選定された協会員と「その他物件」として掲載するか協議

↓

掲載を希望する場合、協会員から市へ物件情報が送られます

↓

市のホームページで物件情報を掲載

・以後、空き家バンク利用者からの問い合わせは、市を経由せず、直接協会員が行います。

要件を全て満たす

「空き家バンク登録物件」

ステップ２	登録申込を行う

・「登録申込書」と「登録カード」を送付してください。

↓

【間接仲介型】
市から協会へ連絡し、協会で物件を取扱う協会員を選定します。

【直接型】
そのまま、「ステップ３」へ進みます。

↓

ステップ３	物件内部の確認

・所有者、協会員、市の３者で立ち合います。
（【直接型】の場合は、所有者・市の２者で立ち合い。）

・「空き家バンク登録物件チェックリスト」で判定

↓

要件を満たさない

↓

「その他物件」
ステップ３へ

要件を全て満たす

↓

「空き家バンク登録物件」
としてホームページ等に掲載